

平成26年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時  
平成26年4月17日(木)  
開会 午後 2時00分  
閉会 午後 2時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員  
服部 正勝、若杉 恵、岡本 耕平、大塚 俊幸、秋田 進、大島 もえ、  
花井 守行、丸山 幸子、若杉 たかし、青山 邦明、宇野 恵子、  
長谷川 裕子 12名
- 4 欠席委員  
丸山 茂久 1名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
市長、都市整備部長 長江 均、都市整備部技監 谷口 雅芳、  
都市計画課長 鈴木 昌尚、都市整備課長 谷口 正喜、  
都市計画課長補佐兼交通施策係長 伊藤 秀記、  
都市整備課長補佐兼整備係長 浅見 行則、都市整備課公園緑地係長 水野 数哉、  
都市計画課計画係長 永尾 幸市、都市整備課主事 榊原 重雄
- 7 議題等  
審議事項  
第1号議案 名古屋都市計画平池地区計画の変更(尾張旭市決定)について  
第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について
- 8 会議の要旨

都市整備部長	<p>本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、都市整備部長の長江と申します。どうぞよろしく願いいたします。早速でございますが、ただいまから、「平成26年第1回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。はじめに、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>市長の水野でございます。本日は、何かとお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃から本市発展のためにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、4月からの任期ということで会長不在の中での開催となりますが、市政に関してはもとより、都市計画の調査・審議に関しましても、何かとお世話になるかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>以上簡単ではございますが、開会に当たっての私からのあいさつとさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>先ほど市長から話がありましたが、皆様方には、本年4月、当審議会の委員に就任いただいて以来、本日が初めての会議でございます。</p>

	<p>まずは、お手元の名簿によりまして、皆様方のご紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>(名簿にて委員紹介)</p> <p>なお、本日は、丸山茂久委員が公務のため欠席となっており、委員定数13名のうち12名が出席となっています。よって、過半数の委員の出席を得ているため会議は有効に成立しております。</p> <p>また、本日出席しております事務局職員は、時間の都合上、お手元の名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議題に移らせていただきます。なお、慣例により、会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
市 長	<p>それでは、会長が選任されるまで議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは会議次第の2「会長の選任」に入ります。</p> <p>審議会の会長は、尾張旭市都市計画審議会条例で、学識経験のある者につき任命された委員から選挙によって定めるとされており、その方法は同運営規程で「無記名投票」、または「委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。</p> <p>「無記名投票」と「指名推薦」の2とおりの方法がありますが、いかがいたしましょうか。</p>
若杉たかし委員	<p>従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当と思います。</p>
市 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議ございませんか。</p>
委員 全 員	<p>(異議なしの声)</p>
市 長	<p>ご異議もないようですので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。それでは学識経験者として任命されています4名の方々の中から指名をお願いいたします。</p>
若杉たかし委員	<p>今回の改選前にも会長を務めておられ、商工会長でもある服部正勝委員が適任と思います。</p>
市 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見もないようですので、ただいま会長にとの推薦がありました服部正勝委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員 全 員	<p>(異議なしの声)</p>
市 長	<p>ご異議もないようですので、服部正勝委員を会長に選任することに決しました。</p> <p>それでは、会長が選任されましたので、交代させていただきます。</p>
都市整備部長	<p>大変失礼ながら、市長は他に所用がございますので、これをもって退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(市長退席、会長議長席へ)</p> <p>それでは、会長に選任されました服部委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。</p>

会 長	<p>ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました服部でございます。何分にも浅学非才の私でございますが、皆様方のご指導を受け、全力で会長の職を務めたいと思っておりますのでお願いいたします。</p>
都市整備部長	<p>さて、審議会の議長につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第5条第1項において、「会長をもってあてる」としておりますので以後の会議の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の3「会長の職務代理者の指名」について事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>都市計画課長の鈴木と申します。それでは、会議次第の3「会長の職務代理者の指名」について説明させていただきます。</p> <p>会長の職務代理者につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理することになっております。このため、先程の会長の選任と同様、学識経験者の中から会長に指名していただくようお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名することですので、若杉恵委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議次第の4「議事録署名者の指名」に移ります。事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第10条により、議長及び議長が指名した委員2名が署名することになっております。このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、若杉たかし委員、青山邦明委員のお二方を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の5「審議事項」に入らせていただきます。事務局から説明願います。</p>
都市計画課計画係長	<p>それでは、事務局より、第1号議案「名古屋都市計画平池地区計画の変更（尾張旭市決定）」について説明させていただきます。お手元の資料のうち、第1号議案をご覧いただきたいと思えます。「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画平池地区計画の変更（尾張旭市決定）を行うものとする」として、本審議会へ付議されたものでございます。</p> <p>次に、その内容についてご説明いたします。1枚おめくりください。</p> <p>こちらが計画書で、ご覧のとおり、「名古屋都市計画地区計画の変更（尾張旭市決定）」として、都市計画平池地区計画を次のように変更する。」としています。ここで、簡単に地区計画についてご説明いたしま</p>

す。地区計画とは、ある一定の地区について、その地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定めるもので、地区施設として道路や公園などの配置や規模、建築物等の用途の制限や敷地面積の限度等、様々な取り決めが定められています。

当該地区計画は、平成8年5月31日に都市計画決定しております。区域としては、尾張旭市東大道町原田並びに新居町明才切及び上の田の各一部となっております。次のページにおいて変更の理由を記載しております。

次に資料を1枚おめくりいただきまして、「位置図」をご覧ください。赤枠の部分が地区計画区域になります。本区域は、市役所及び名鉄瀬戸線尾張旭駅の北側であり、市の中心地区に位置しております。このため、市の中心市街地にふさわしい合理的な土地利用を推進するため、必要な地区施設の整備をすすめ、適切な商業・業務地の形成及び良好な市街地の形成を図ることを目的としております。

さらに資料を1枚おめくりいただきますと、拡大図をご覧ください。

こちらは「計画図」になります。赤の破線で囲ってある部分が地区計画区域になります。

なお、本区域は3地区に分かれておりまして、尾張旭駅北側の駅前地区、平池北側の住宅地区、瀬戸新居線及び稲葉線沿いの沿道地区がございます。

今回の変更については、このうちの駅前地区にかかるもので、赤の太線で示している所になりますが、道路1号を廃止しようとするものです。当該地区計画では、1号から5号までの道路を地区施設として指定しておりますが、道路1号は、幅員8メートル、延長約50メートルのコミュニティ道路で、新設の計画となっております。当該地区の通過車両を減らし、歩行者を優先することを目的とした道路です。なお、計画図で灰色の太線で示しております2号から5号までの道路は整備済みの道路です。

では、資料の次のページの「道路1号予定地区画拡大図」をご覧ください。こちらは、駅前地区のうち、道路1号の計画予定地近辺を拡大した図になります。右上に凡例で示しておりますとおり、青色矢印は一方通行道路を、緑色は歩道を、赤枠は道路幅員を、赤枠塗りつぶしは道路1号予定地を表しております。

ご覧のとおり、道路1号予定地周辺の道路は一方通行となっております。東側を南北に走る都市計画道路稲葉線から①の一方通行道路を西へ進入していきますと、稲葉線に再び戻るには、③の一方通行道路を北上し、④の一方通行道路を東へ進入することになりますが、3路線とも道路幅員が7m以上あり、通行に問題は生じません。また、平成8年の地区計画策定当時は路側帯で歩道の確保がされておりましたが、現在は緑色で示しておりますとおり、歩車道を縁石によって分離することで歩行者の安全が確保されており、道路環境が整っております。

これらのことから、当該地区については、すでに地域の利便のための道路環境が整っており、商業系土地利用の考え方からも新たにコミュニティ道路を整備する必要性は低いため、道路1号を廃止しようとするものでございます。

資料の次のページをご覧ください。こちらは見え消しの新旧対象表になっております。道路1号の廃止にあわせて、字句等の修正を行っております。

なお、当該変更に係る手続きとしまして、次の資料の「都市計画策定の経緯の概要」に記載してありますとおり、平成26年1月6日から20日まで実施した、地区計画の変更原案の縦覧である16条縦覧においては、縦覧者が2名で意見書の提出はございませんでした。また、理由書などを縦覧図書とした17条縦覧においては、縦覧者1名で、こちらも意見書の提出はございませんでした。

以上、大変簡単ではございますが、第1号議案「名古屋都市計画平池地区計画の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長	<p>ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは採決を行います。第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員の挙手) 挙手全員であります。 第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。 続きまして「第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について、事務局から説明願います。</p>
-----	---

都市整備課長	<p>都市整備課長の谷口と申します。よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、第2号議案についてご説明させていただきます。</p> <p>資料の「第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」をご覧ください。「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」を行うものとするとして、本審議会へ付議されたものでございます。</p> <p>次に、その内容についてご説明いたします。次のページをご覧ください。</p> <p>上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、表に面積約5.4haとあり、その下に変更理由を記載してございます。</p> <p>読み上げさせていただきます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供す</p>
--------	---

る土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである」としてございます。

1枚おめくりください。この資料は「生産緑地地区構成筆一覧表」で変更後のものでございます。

資料をもう2枚おめくりください。表が2つありますが、上段の表の「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり一団数が51団地、面積約5.6haを指定しているところでございます。

これが今回の変更によりまして、一団数が2団地減少、面積約5.4haとなるものでございます。

下の表の「箇所別調書」をご覧ください。変更の詳細説明になります。一団番号2-5、面積504㎡については、農業従事者の故障のため農業に従事することが不可能になったことにより、また、一団番号8-6、面積1,635㎡については、農業従事者が死亡されたことによりまして、双方とも市へ買取申出書が提出されましたので、生産緑地法で定める手続きに従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。なお、所在地は一団番号2-5が新居町地内、8-6が南栄町地内でございまして、2団地の合計面積が2,139㎡でございます。

続いて、資料を2枚おめくりください。折り込んでありますA3サイズの総括図及び計画図をご覧ください。1枚目の総括図は市全体の生産緑地地区を図示したものであり、2枚目3枚目の計画図は詳細な位置を図示したものであります。黄色で着色してあるのが今回変更の対象となる生産緑地地区でございます。

なお、当該変更にかかる手続きといたしまして、申し訳ありませんが戻っていただきまして、総括図の1枚前の資料「都市計画策定の経緯の概要」をご覧ください。

この表の下から5段目に記載してありますとおり、平成26年2月17日から3月3日まで縦覧に付したところでございますが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、第2号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは採決を行います。第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

	<p>(委員の挙手)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>第2号議案については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に会議次第の6「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
都市整備部長	<p>それでは、事務局より今後の都市計画審議会の開催予定についてご案内させていただきます。</p>
都市計画課長	<p>今回は、現時点では本年秋頃、総合公園として都市計画決定しております城山公園に関しまして、面積の拡張についてご審議いただく予定でございます。なお、当計画につきましては、現在資料等の調整が進められているところでございますので、具体的な開催日時につきましては、その状況に基づき、改めて調整させていただきたいと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回は秋頃に開催されることとなります。みなさんお忙しい中かと思いますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、平成26年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。</p> <p>皆さん、お疲れ様でした。</p>